

○浦安市景観条例等施行規則

平成21年 1 月 30 日

規則第 1 号

改正 平成21年 5 月 29 日規則第36号
平成23年 8 月 8 日規則第37号
平成30年 8 月 28 日規則第51号
平成31年 3 月 29 日規則第 7 号
令和 4 年10月26日規則第71号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、浦安市景観条例（平成20年条例第35号。以下「条例」という。）及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(景観重要建造物の標識)

第 2 条 法第21条第 2 項の標識に表示する事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 景観重要建造物の名称
- (3) その他市長が必要と認める事項

(景観重要樹木の標識)

第 3 条 法第30条第 2 項の標識に表示する事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 景観重要樹木の樹種
- (3) その他市長が必要と認める事項

(景観重点区域指定の要請の条件)

第 4 条 条例第13条第 2 項の要請は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り行うことができる。

- (1) 一体として良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域であって、その面積が1,000平方メートル以上のものであること。ただし、市長が当該区域における社会的条件、地形的条件等を勘案してやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(2) 当該要請の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この項において同じ。）の区域の土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者（以下「土地所有者等」という。）の3分の2以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積との合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の3分の2以上となる場合に限る。）を得ていること。ただし、市長が当該区域における社会的条件、地形的条件等を勘案してやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（景観重点区域指定の要請）

第5条 条例第13条第2項の要請をしようとするものは、浦安市景観重点区域指定要請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類及び図面を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 当該区域における良好な景観の形成に関する方針及び良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項の素案
- (2) 当該要請の対象となる土地の区域を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの
- (3) 前条第2号の同意を得たことを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

（景観重点区域候補指定の要請）

第6条 条例第14条第2項の要請をしようとするものは、浦安市景観重点区域候補指定要請書（別記第2号様式）に、当該要請の対象となる土地の区域を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のものその他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（届出及び勧告等の適用除外）

第7条 条例第16条第1項に規定する市長が指定する区域は、舞浜1番1、1番2、2番1、2番2及び29番2とする。

2 条例別表第1に規定する市長が指定する区域は、高洲一丁目及び高洲三丁

目とする。

(平21規則36・追加、平23規則37・平30規則51・一部改正)

(行為の届出等)

第8条 法第16条第1項の規定による届出は、浦安市景観計画区域内行為届出書（別記第3号様式）によるものとする。

2 前項の届出には、参考となるべき事項を記載した図書として景観計画で定められた行為の制限に対する措置状況を記載した書類（以下「景観形成基準確認書」という。）及び建築物等の概要書（別記第4号様式）を添付するものとする。

3 法第16条第2項の規定による届出は、浦安市景観計画区域内行為変更届出書（別記第5号様式）によるものとする。

(平21規則36・追加)

(国の機関又は地方公共団体が行う行為に係る通知書)

第9条 法第16条第5項後段の規定による通知は、浦安市景観計画区域内行為通知書（別記第6号様式）とする。

2 前項の通知には、参考となるべき事項を記載した図書として景観形成基準確認書及び建築物等の概要書（別記第4号様式）を添付するものとする。

3 法第16条第5項後段の規定による通知に係る事項を変更しようとするときは、浦安市景観計画区域内行為変更通知書（別記第7号様式）を提出するものとする。

(平21規則36・追加)

(行為の着手の制限に係る期間の短縮の通知)

第10条 市長は、法第18条第2項の規定により同条第1項に規定する期間を短縮したときは、浦安市景観計画区域内行為着手期間短縮通知書（別記第8号様式）により法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者に通知するものとする。

(平21規則36・追加)

(届出の内容の縦覧)

第11条 条例第18条の規定による縦覧は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 縦覧場所 都市政策部都市計画課
- (2) 縦覧期間 1年間
- (3) 縦覧日 次に掲げる日以外の日
 - ア 日曜日及び土曜日
 - イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (4) 縦覧時間 午前8時30分から午後5時まで
(平21規則36・追加、平23規則37・平31規則7・一部改正)

(届出の内容の縦覧の制限等)

第12条 届出の内容を縦覧しようとする者（以下この条において「届出縦覧者」という。）は、縦覧簿に必要な事項を記入しなければならない。

2 届出縦覧者は、届出の内容を縦覧場所以外の場所に移動させてはならない。

3 市長は、届出縦覧者が、前2項の規定に違反する場合、職員の指示に従わない場合又は届出の内容を汚損若しくはき損し、若しくはそのおそれがあると認める場合は、縦覧を拒否し、又は中止させることができる。

(平21規則36・追加)

(身分を示す証明書)

第13条 法第17条第8項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記第9号様式）とする。

(平21規則36・追加)

(事前協議の内容)

第14条 条例第19条第1項に規定する事前協議は、当該行為がより景観に配慮したものとなるよう行うものとする。

(平21規則36・追加)

(条例第19条第1項に規定する市長が指定する区域における行為)

第15条 条例第19条第1項に規定する市長が指定する区域における行為は、別表第1に掲げる区域における行為とする。

(平21規則36・追加)

(全体として一体性があると認められる場合)

第16条 条例第19条第2項に規定する全体として一体性があると認められる

場合とは、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 一の事業者又は施工者により一団の土地に一括して建築物の建築等が行われる場合
- (2) 一の事業者又は施工者により隣接し、又は近接した土地に先行する建築物の建築等が完了する前に引き続き建築物の建築等が行われる場合
- (3) 一の事業者又は施工者により、一団の土地において道路、排水施設等の公共施設を接続し、又は共有する等一連のものとして、近接した時期において複数の建築物の建築等が行われる場合
- (4) 隣接し、又は近接した土地において、近接した時期に、土地の利用が一体不可分で一連のものとして認められる複数の建築物の建築等が行われる場合

(平21規則36・追加)

(事前協議の協議書及び添付図書)

第17条 条例第19条第3項第5号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 行為の期間
- (2) 事前協議及びこれに関する手続等を行う者の氏名、住所及び連絡先電話番号（法人その他の団体にあつては、名称、事務所の所在地並びに担当者の氏名及び連絡先電話番号）
- (3) 条例第20条第2項の規定による説明（以下「計画説明」という。）及びこれに関する手続等を行う者の氏名、住所及び連絡先電話番号（法人その他の団体にあつては、名称、事務所の所在地並びに担当者の氏名及び連絡先電話番号）
- (4) 設計者の氏名、住所及び連絡先電話番号（法人その他の団体にあつては、名称、事務所の所在地並びに担当者の氏名及び連絡先電話番号）
- (5) 工事施工者の氏名、住所及び連絡先電話番号（法人その他の団体にあつては、名称、事務所の所在地並びに担当者の氏名及び連絡先電話番号）
- (6) 工事監理者の氏名、住所及び連絡先電話番号（法人その他の団体にあつては、名称、事務所の所在地並びに担当者の氏名及び連絡先電話番号）

2 条例第19条第3項に規定する協議書は、浦安市景観計画区域内行為事前協

議書（別記第10号様式）とする。

3 前項の協議書には、別表第2の左欄に掲げる行為の区分に応じ、当該右欄に掲げる事項を明示した当該中欄に掲げる図書を添えるものとする。

4 市長は、前項に規定する図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

（平21規則36・追加）

（計画説明の届出）

第18条 条例第20条第3項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 戸別訪問により計画説明をした旨の届出 浦安市宅地開発事業等に関する条例（平成18年条例第7号）第2条第2項第8号に規定する周辺住民等の名簿及びその範囲を表示した地図並びに計画説明の内容及びこれに対する要望事項並びに対応内容を記した書類を添えて行うこと。

(2) 計画説明会により計画説明をした旨の届出 計画説明会を開催するに至った経緯を記した書類、計画説明会の議事録、計画説明会で配布した資料及び出席者名簿を添えて行うこと。

（平21規則36・追加）

（協定の締結の時期）

第19条 条例第21条の規定による協定の締結は、条例第19条第1項に規定する届出等を行う前にされなければならない。

（平21規則36・追加）

（協定の内容の縦覧）

第20条 条例第22条の規定による縦覧は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 縦覧場所 都市政策部都市計画課

(2) 縦覧期間 1年間

(3) 縦覧日 次に掲げる日以外の日

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日

(4) 縦覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時まで

(平21規則36・追加、平23規則37・平31規則 7 ・一部改正)

(協定の内容の縦覧の制限等)

第 2 1 条 協定の内容を縦覧しようとする者（以下この条において「協定縦覧者」という。）は、縦覧簿に必要な事項を記入しなければならない。

2 協定縦覧者は、協定の内容を縦覧場所以外の場所に移動させてはならない。

3 市長は、協定縦覧者が、前 2 項の規定に違反する場合、職員の指示に従わない場合又は協定の内容を汚損若しくはき損し、若しくはそのおそれがあると認める場合は、縦覧を拒否し、又は中止させることができる。

(平21規則36・追加)

(協定の内容の変更の協議)

第 2 2 条 条例第23条において準用する条例第19条第 1 項の規定による協議は、浦安市景観計画区域内行為に係る協定内容変更協議書(別記第11号様式)に、当該変更に関する書類を添えて行うものとする。

(平21規則36・追加)

(協定の軽微な内容の変更)

第 2 3 条 条例第23条に規定する規則で定める軽微な内容の変更は、次に掲げるものとする。

(1) 協議対象者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所の所在地及び代表者の氏名）の変更

(2) 設計者、工事施工者及び工事監理者の氏名、住所及び連絡先電話番号（法人その他の団体にあつては、名称、事務所の所在地並びに担当者の氏名及び連絡先電話番号）の変更

(3) 行為の期間の変更

2 前項に掲げる軽微な内容の変更については、浦安市景観計画区域内行為に係る協定内容変更届出書（別記第12号様式）により市長に届け出るものとする。

(平21規則36・追加)

(行為の廃止、停止又は再開の届出書)

第 2 4 条 条例第24条の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当

該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 行為を廃止したとき 浦安市景観計画区域内行為廃止届出書（別記第13号様式）

(2) 行為を停止したとき 浦安市景観計画区域内行為停止届出書（別記第14号様式）

(3) 行為を再開したとき 浦安市景観計画区域内行為再開届出書（別記第15号様式）

（平21規則36・追加）

（承継の届出書）

第25条 条例第25条第1項後段の規定による届出は、浦安市景観計画区域内行為承継届出書（別記第16号様式）に、当該地位を承継したことを証する書類を添えて行うものとする。

（平21規則36・追加）

（承継の承認の申請）

第26条 条例第25条第2項の承認を受けようとする者は、浦安市景観計画区域内行為承継申請書（別記第17号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第25条第2項の承認を受けようとする者が協定を締結した者から当該行為を施行する権原を取得したことを証する書類を添付するものとする。

3 市長は、条例第25条第2項の承認をしたときは、当該申請者に対し、浦安市景観計画区域内行為承継承認書（別記第18号様式）を交付するものとする。

（平21規則36・追加）

（完了の届出書）

第27条 条例第26条の規定による届出は、浦安市景観計画区域内行為完了届出書（別記第19号様式）により行うものとする。

（平21規則36・追加）

（検査済証）

第28条 条例第27条第2項に規定する検査済証は、浦安市景観計画区域内行為完了検査済証（別記第20号様式）とする。

（平21規則36・追加）

(景観活動団体の認定の申請)

第29条 条例第31条第2項の規定により申請しようとする団体は、浦安市景観活動団体認定申請書（別記第21号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 次に掲げる事項が定められている規約、会則、定款等

ア 名称

イ 活動の目的及び内容

ウ 主たる事務所の所在地

エ 構成員に関する事項

オ 会議に関する事項

カ 会計に関する事項

(2) 活動の対象となる区域を示す書類又は図面

(3) 役員及び構成員の氏名及び住所を記載した書類

(4) 景観活動団体が行う各事業年度（事業年度を設けていない場合にあつては、各年度。以下同じ。）の良好な景観の形成に向けた取組に関する計画を明らかにした書類

(5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、認定の可否を決定し、その結果を浦安市景観活動団体認定決定・却下通知書（別記第22号様式）により申請者に通知するものとする。

(平21規則36・旧第7条繰下・一部改正)

(景観活動団体に係る申請事項の変更の認定)

第30条 条例第32条第1項の規定による変更の認定を受けようとする団体は、浦安市景観活動団体変更認定申請書（別記第23号様式）に、前条第1項各号に掲げる書類（当該変更に係るものに限る。）を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、認定の可否を決定し、その結果を浦安市景観活動団体変更認定決定・却下通知書（別記第24号様式）により申請者に通知するものとする。

3 条例第32条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 役員又は構成員の氏名のみの変更
- (2) 役員又は構成員の住所の変更
- (3) 主たる事務所の所在地に係る行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字若しくはそれらの名称又は地番の変更に伴う事務所の所在地の変更

4 条例第32条第3項の規定による届出は、浦安市景観活動団体変更届出書（別記第25号様式）により行うものとする。

（平21規則36・旧第8条線下・一部改正）

（景観活動団体の活動の廃止の届出）

第31条 条例第33条の規定による届出は、浦安市景観活動団体活動廃止届出書（別記第26号様式）により行うものとする。

（平21規則36・旧第9条線下・一部改正）

（景観まちづくり協議会の認定の申請）

第32条 条例第35条第2項の規定により申請しようとする団体は、浦安市景観まちづくり協議会認定申請書（別記第27号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 次に掲げる事項が定められている規約、会則、定款等
 - ア 名称
 - イ 活動の目的及び内容
 - ウ 主たる事務所の所在地
 - エ 構成員に関する事項
 - オ 会議に関する事項
 - カ 会計に関する事項
- (2) 活動の対象となる区域を示す書類又は図面
- (3) 役員及び構成員の氏名及び住所を記載した書類
- (4) 景観まちづくり協議会が行う各事業年度の良好な景観の形成に向けた取組に関する計画を明らかにした書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、認定の可否を決定し、その結果を浦安市景観まちづくり協議会認定決定・却下通知書（別記第28号様式）により申請者に通知するものとする。

(平21規則36・旧第10条繰下・一部改正)

(景観まちづくり協議会に係る申請事項の変更の認定)

第33条 条例第35条第3項の規定により準用される条例第32条第1項の規定による変更の認定を受けようとする団体は、浦安市景観まちづくり協議会変更認定申請書（別記第29号様式）に、前条第1項各号に掲げる書類（当該変更に係るものに限る。）を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、認定の可否を決定し、その結果を浦安市景観まちづくり協議会変更認定決定・却下通知書（別記第30号様式）により申請者に通知するものとする。

3 条例第35条第3項の規定により準用される条例第32条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

(1) 役員又は構成員の氏名のみの変更

(2) 役員又は構成員の住所の変更

(3) 主たる事務所の所在地に係る行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字若しくはそれらの名称又は地番の変更に伴う事務所の所在地の変更

4 条例第35条第3項の規定により準用される条例第32条第3項の規定による届出は、浦安市景観まちづくり協議会変更届出書（別記第31号様式）により行うものとする。

(平21規則36・旧第11条繰下・一部改正)

(景観まちづくり協議会の活動の廃止の届出)

第34条 条例第35条第3項の規定により準用される条例第33条の規定による届出は、浦安市景観まちづくり協議会活動廃止届出書（別記第32号様式）により行うものとする。

(平21規則36・旧第12条繰下・一部改正)

(景観審議会の会長及び副会長)

第35条 浦安市景観審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平21規則36・旧第13条繰下)

(景観審議会の会議)

第36条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長になる。

2 審議会は、在任委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平21規則36・旧第14条繰下)

(景観審査会の会長及び副会長)

第37条 浦安市景観審査会（以下「審査会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平21規則36・旧第15条繰下)

(景観審査会の会議)

第38条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長になる。

2 審査会は、在任委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平21規則36・旧第16条繰下)

附 則

この規則は、平成21年2月1日から施行する。

附 則（平成21年5月29日規則第36号）

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成23年8月8日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年8月28日規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第7号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年10月26日規則第71号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第15条）

（平21規則36・追加）

区域	行為	
	区分	対象
高洲一丁目及び高洲三丁目	建築物の建築等	1 敷地面積が300平方メートル以上のもの（集合住宅で戸数が5戸未満のもの及び自己用住宅に限る。） 2 延べ面積が200平方メートル以上のもの（集合住宅で戸数が5戸未満のもの及び自己用住宅に限る。） 3 高さが10メートルを超えるもの
	工作物の建設等	1 街路灯、照明灯その他これらに類する工作物で、その高さが5メートルを超えるもの 2 都市計画法第4条第11項に規定する特定工作物 3 建築基準法施行令第138条第1項各号、第2項各号及び第3項各号に規定する工作物

備考 この表において「自己用住宅」とは、自己の居住の用に供する建築物（居住の用に供しない部分の床面積の合計が50平方メートル以下の住宅を含む。）をいう。

別表第2（第17条第3項）

（平21規則36・追加）

行為	図書	明示すべき事項
建築物の建築等又は工作物の建設等	付近見取図 （1/2500以上）	・方位、道路、目標となる地物及び行為の対象となる建築物の敷地の位置
	配置図 （1/100以上）	・縮尺、方位、敷地の形状及び寸法並びに敷地境界線 ・建築物（工作物）の位置、行為の対象となる建築物（工作物）と他の建築物（工

		<p>作物) との別</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地に接する道路の位置及び幅員 自動車駐車場、自転車等駐車場及び受水槽等の設備の位置 擁壁、垣、さく、廃棄物を収集する施設等の位置及び長さ 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数
	2面以上の立面図 (1/50以上)	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺、開口部の位置、構造、主要部分の材料の種別、外壁等の仕上げの方法及び色彩
	平面図 (1/50以上)	<ul style="list-style-type: none"> 方位、間取り及び用途(住戸内の間取りは不要とする。)
	現況写真 (2方向以上)	<ul style="list-style-type: none"> 行為の場所及び周辺の状況を表すもの
	景観形成基準確認書	
	建築物等の概要書 (別記第4号様式)	<ul style="list-style-type: none"> 建築物又は工作物の概要
	その他市長が必要と認める図書	
木竹の植栽 又は伐採	付近見取図 (1/2500以上)	<ul style="list-style-type: none"> 方位、道路、目標となる地物及び行為の対象となる建築物の敷地の位置
	配置図 (1/100以上)	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺、方位、敷地の形状及び寸法並びに敷地境界線 植栽又は伐採する樹木の位置、樹種、樹高及び本数 敷地に接する道路の位置及び幅員
	現況写真 (2方向以上)	<ul style="list-style-type: none"> 行為の場所及び周辺の状況を表すもの
	景観形成基準確認書	

	建築物等の概要書 (別記第4号様式)	・木竹の概要
	その他市長が必要と認める図書	
特定照明	付近見取図 (1/2500以上)	・方位、道路、目標となる地物及び特定照明の対象となる建築物、工作物又は木竹の敷地の位置
	配置図 (1/100以上)	・特定照明の対象となる建築物、工作物又は木竹の位置 ・特定照明の位置及び個数
	立面図 (1/50以上)	・特定照明の対象となる建築物、工作物又は木竹の照明される部分
	現況写真 (2方向以上)	・行為の場所及び周辺の状況を表すもの
	景観形成基準確認書	
	建築物等の概要書 (別記第4号様式)	・特定照明の概要
	その他市長が必要と認める図書	

別記第1号様式(第5条)

浦安市景観重点区域指定要請書

年 月 日

(宛先)浦安市長

要請者 住 所
氏 名 ㊦
電 話
法人その他の団体にあつては、 事
務所の所在地、名称及び代表者名

浦安市景観条例第13条第1項の規定による景観重点区域の指定について、次のとおり要請します。

要請対象区域の位置	浦安市
要請対象区域の面積	㎡
要 請 の 理 由	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 要請対象区域における良好な景観の形成に関する方針及び良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項の素案 <input type="checkbox"/> 要請対象区域を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの <input type="checkbox"/> 土地所有者等の同意を得たことを証する書類 <input type="checkbox"/> その他

注 欄内に記入しきれない場合は、別紙に記入してください。

第2号様式(第6条)

浦安市景観重点区域候補指定要請書

年 月 日

(宛先)浦安市長

要請者 住 所
氏 名 ㊟
電 話
法人その他の団体にあつては、 事
務所の所在地、名称及び代表者名

浦安市景観条例第14条第1項の規定による景観重点区域候補の指定について、次のとおり要請します。

要請対象区域の位置	浦安市
要請対象区域の面積	m ²
要 請 の 理 由	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 要請対象区域を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの <input type="checkbox"/> その他

注 欄内に記入しきれない場合は、別紙に記入してください。

第3号様式(第8条第1項)

浦安市景観計画区域内行為届出書

年 月 日

(宛先)浦安市長

届出者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、
務所の所在地、名称及び代表者名) 事

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の種類	建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕又は模様替え <input type="checkbox"/> 色彩の変更
	工作物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕又は模様替え <input type="checkbox"/> 色彩の変更
	木 竹	<input type="checkbox"/> 植栽 <input type="checkbox"/> 伐採
	特定照明の対象	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 木竹
行為の場所		
設計又は 施行方法		<input type="checkbox"/> 浦安市景観条例第21条の規定により締結した協定のとおり <input type="checkbox"/> 別添の図書のとおり
行為の期間		着手予定 年 月 日～完了予定 年 月 日
代理者	住所 氏名	連絡先電話番号
設計者	住所 氏名	連絡先電話番号
工事施工者	住所 氏名	連絡先電話番号
この届出の内容について、縦覧することに <input type="checkbox"/> 同意します。 <input type="checkbox"/> 同意しません。		
届出に関する 連絡先	住所 氏名	電話番号

注 「代理者」、「設計者」、「工事施工者」及び「届出に関する連絡先」の欄は、法人その他の団体にあつては、事務所の所在地、名称及び担当者の氏名を記入すること。

第4号様式(第8条第2項・第9条第2項・別表第2)

建築物等の概要書

建築物の概要

景観計画における 区分の名称	景観重点区域			
	上記以外の区域			
行為の種類	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕又は模様替え <input type="checkbox"/> 色彩の変更			
用途				
戸数(住宅のみ)	戸			
敷地面積	m ²			
建築面積	届出部分	届出以外部分	合計	
	m ²	m ²	m ²	
延べ面積	届出部分	届出以外部分	合計	
	m ²	m ²	m ²	
高さ	m			
修繕若しくは模様 替え又は色彩の変 更に関する事項	立面の各面の 合計面積	m ²		
	外観の変更に 係る部分の鉛 直投影面積	外壁	屋根	合計
		m ²	m ²	m ²
屋外広告物の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

注：外観の変更に係る部分の鉛直投影面積には、窓等の開口部を含む。

工作物の概要

景観計画における 区分の名称	景観重点区域		
	上記以外の区域		
行為の種類	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕又は模様替え <input type="checkbox"/> 色彩の変更		
種類			
高さ	m		
長さ	m		
敷地面積	m ²		
築造面積	届出部分	届出以外部分	合計
	m ²	m ²	m ²
修繕若しくは模様 替え又は色彩の変 更に関する事項	立面の各面の合計面積		m ²
	外観の変更に係る部分の鉛直投影面積		m ²
屋外広告物の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

木竹の概要

景観計画における 区分の名称	景観重点区域		
	上記以外の区域		
行為の種類	<input type="checkbox"/> 植栽 <input type="checkbox"/> 伐採		
行為面積	m ²		
木竹の種類		本数	本

特定照明の概要

景観計画における 区分の名称	景観重点区域		
	上記以外の区域		
特定照明の対象	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 木竹		

注 特定照明の対象となる建築物、工作物又は木竹の概要も合わせて記入すること。

第5号様式(第8条第3項)

浦安市景観計画区域内行為変更届出書

年 月 日

(宛先)浦安市長

届出者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、
務所の所在地、名称及び代表者名) 事

景観法第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

当初の届出年月日	年 月 日	
行 為 の 場 所		
変 更 の 概 要		
変 更 の 部 分	変 更 内 容	
	変更前	
	変更後	
	変更前	
	変更後	
この届出の内容について、縦覧することに <input type="checkbox"/> 同意します。 <input type="checkbox"/> 同意しません。		
届出に関する 連絡先	住所 氏名	電話番号

注 「届出に関する連絡先」の欄は、法人その他の団体にあつては、事務所の所在地、名称及び担当者の氏名を記入すること。

第6号様式(第9条第1項)

浦安市景観計画区域内行為通知書

年 月 日

(宛先)浦安市長

通知者 所在地
 名称
 代表者名



景観法第16条第5項後段の規定により、次のとおり通知します。

行為の種類	建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕又は模様替え <input type="checkbox"/> 色彩の変更
	工作物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕又は模様替え <input type="checkbox"/> 色彩の変更
	木竹	<input type="checkbox"/> 植栽 <input type="checkbox"/> 伐採
	特定照明の対象	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 木竹
行為の場所		
設計又は 施行方法	<input type="checkbox"/> 浦安市景観条例第21条の規定により締結した協定のとおり <input type="checkbox"/> 別添の図書のとおり	
行為の期間	着手予定 年 月 日～完了予定 年 月 日	
代理者	住所 氏名	連絡先電話番号
設計者	住所 氏名	連絡先電話番号
工事施工者	住所 氏名	連絡先電話番号
この届出の内容について、縦覧することに <input type="checkbox"/> 同意します。 <input type="checkbox"/> 同意しません。		
通知に関する 連絡先	住所 氏名	電話番号

注 「代理者」、「設計者」、「工事施工者」及び「届出に関する連絡先」の欄は、法人その他の団体にあつては、事務所の所在地、名称及び担当者の氏名を記入すること。

第7号様式(第9条第3項)

浦安市景観計画区域内行為変更通知書

年 月 日

(宛先)浦安市長

通知者 所在地
名称
代表者名



景観法第16条第5項後段の規定による通知に係る事項を変更しようとするので、次のとおり通知します。

当初の通知年月日	年 月 日	
行為の場所		
変更の概要		
変更の部分	変更内容	
	変更前	
	変更後	
	変更前	
	変更後	
この通知の内容について、縦覧することに <input type="checkbox"/> 同意します。 <input type="checkbox"/> 同意しません。		
通知に関する 連絡先	住所 氏名	電話番号

注 「代理者」、「設計者」、「工事施工者」及び「届出に関する連絡先」の欄は、法人その他の団体にあつては、事務所の所在地、名称及び担当者の氏名を記入すること。

第8号様式(第10条)

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市景観計画区域内行為着手期間短縮通知書

景観法第16条第1項(第2項)の規定により届出のあった下記の行為について、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認め、同法第18条第2項の規定により同条第1項本文の期間を短縮したので、通知します。

届出年月日	年 月 日
行為の場所	
行為の期間	着手予定 年 月 日～完了予定 年 月 日
届出者	
行為に着手することができる日	年 月 日
備考	

第9号様式(第13条)

(表)

第 号 年 月 日交付
身 分 証 明 書
所属 職 氏名 有効期間
上記の者は、景観法(平成16年法律第110号)第17条第6項の規定による原状回復等及び同条第7項の規定による立入検査又は立入調査をする職員である。
浦安市長 印

(裏)

関係法令 景観法第17条(抜粋)

- 6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。(以下略)
- 7 景観行政団体の長は、(略)景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。
- 8 第6項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。
- 9 第7項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第10号様式(第17条第2項)

浦安市景観計画区域内行為事前協議書

年 月 日

(宛先)浦安市長

協議者 住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、
務所の所在地、名称及び代表者名〕 事

浦安市景観条例第19条第1項の規定により、次のとおり協議します。

行為の種類	建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕又は模様替え <input type="checkbox"/> 色彩の変更
	工作物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕又は模様替え <input type="checkbox"/> 色彩の変更
	木 竹	<input type="checkbox"/> 植栽 <input type="checkbox"/> 伐採
	特定照明の対象	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 木竹
行為の場所		
設計又は施行方法		別添の図書のとおり
行為の期間		着手予定 年 月 日～完了予定 年 月 日
事前協議及びこれに関する手続等を行う者	住所 氏名	連絡先電話番号
計画説明及びこれに関する手続等を行う者	住所 氏名	連絡先電話番号
設 計 者	住所 氏名	連絡先電話番号
工 事 施 工 者	住所 氏名	連絡先電話番号
工 事 監 理 者	住所 氏名	連絡先電話番号
協議に関する連絡先	住所 氏名	電話番号

注 「事前協議及びこれに関する手続等を行う者」から「協議に関する連絡先」までの欄は、法人その他の団体にあつては、事務所の所在地、名称及び担当者の氏名を記入すること。

第11号様式(第22条)

浦安市景観計画区域内行為に係る協定内容変更協議書

年 月 日

(宛先)浦安市長

協議者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、
務所の所在地、名称及び代表者名) 事

年 月 日付けで締結した協定の内容を変更しようとするので、浦安市景観条例第23条の規定により準用する同条例第19条第1項の規定により、次のとおり協議します。

協 定 書 番 号		
変 更 の 概 要		
変 更 の 部 分	変 更 内 容	
	変更前	
	変更後	
	変更前	
	変更後	
協議に関する 連絡先	住所 氏名 電話番号	

注 「協議に関する連絡先」の欄は、法人その他の団体にあつては、事務所の所在地、名称及び担当者の氏名を記入すること。

第12号様式(第23条第2項)

浦安市景観計画区域内行為に係る協定内容変更届出書

年 月 日

(宛先)浦安市長

届出者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、[㊦] 事務所所在地、名称及び代表者名) 事

年 月 日付けで締結した協定の内容の軽微な変更をしようとするので、次のとおり届け出ます。

協 定 書 番 号		
変 更 の 種 類	<input type="checkbox"/> 協議対象者 <input type="checkbox"/> 設計者 <input type="checkbox"/> 工事施工者 <input type="checkbox"/> 工事監理者 <input type="checkbox"/> 行為の期間	
変 更 の 部 分	変 更 内 容	
	変更前	
	変更後	
	変更前	
	変更後	
届出に関する 連絡先	住所 氏名	電話番号

注 「届出に関する連絡先」の欄は、法人その他の団体にあつては、事務所の所在地、名称及び担当者の氏名を記入すること。

第13号様式(第24条第1号)

浦安市景観計画区域内行為廃止届出書

年 月 日

(宛先)浦安市長

届出者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、
事務所所在地、名称及び代表者名) 事

浦安市景観条例第24条の規定により、次のとおり届け出ます。

事前協議番号	
行為の場所	
廃止の理由	
届出に関する 連絡先	住所 氏名 電話番号

注 「届出に関する連絡先」の欄は、法人その他の団体にあつては、事務所の所在地、名称及び担当者の氏名を記入すること。

第14号様式(第24条第2号)

浦安市景観計画区域内行為停止届出書

年 月 日

(宛先)浦安市長

届出者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、
務所の所在地、名称及び代表者名) 事

浦安市景観条例第24条の規定により、次のとおり届け出ます。

事前協議番号	
行為の場所	
行為の期間	着手予定 年 月 日～完了予定 年 月 日
行為を停止する期間	
停止の理由	
届出に関する連絡先	住所 氏名 電話番号

注 「届出に関する連絡先」の欄は、法人その他の団体にあつては、事務所の所在地、名称及び担当者の氏名を記入すること。

第15号様式(第24条第3号)

浦安市景観計画区域内行為再開届出書

年 月 日

(宛先)浦安市長

届出者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、
事務所所在地、名称及び代表者名) 事

浦安市景観条例第24条の規定により、次のとおり届け出ます。

事前協議番号	
行為の場所	
当初の行為の期間	着手予定 年 月 日～完了予定 年 月 日
行為を停止した期間	年 月 日～ 年 月 日
再開後の行為の期間	年 月 日～ 年 月 日
届出に関する連絡先	住所 氏名 電話番号

注 「届出に関する連絡先」の欄は、法人その他の団体にあつては、事務所の所在地、名称及び担当者の氏名を記入すること。

第16号様式(第25条)

浦安市景観計画区域内行為承継届出書

年 月 日

(宛先)浦安市長

届出者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、
務所の所在地、名称及び代表者名) 事

浦安市景観条例第25条第1項後段の規定により、次のとおり届け出ます。

協 定 書 番 号	
協定を締結した者	住所
	氏名
承 継 年 月 日	年 月 日
承 継 の 原 因	
届出に関する連絡先	住所 氏名 電話番号

注 「協定を締結した者」の欄は、法人その他の団体にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者名を、「届出に関する連絡先」の欄は、法人その他の団体にあつては、事務所の所在地、名称及び担当者の氏名を記入すること。

第17号様式(第26条第1項)

浦安市景観計画区域内行為承継申請書

年 月 日

(宛先)浦安市長

申請者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、
務所の所在地、名称及び代表者名) 事

浦安市景観条例第25条第2項の規定により、次のとおり申請します。

協 定 書 番 号	
協 定 を 締 結 し た 者	住所
	氏名
権原を取得した年月日	年 月 日
取得した権原の内容	
申請に関する連絡先	住所 氏名 電話番号

注 「協定を締結した者」の欄は、法人その他の団体にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者名を、「申請に関する連絡先」の欄は、法人その他の団体にあつては、事務所の所在地、名称及び担当者の氏名を記入すること。

第18号様式(第26条第3項)

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市景観計画区域内行為承継承認書

年 月 日付けで申請のあった権利義務の承継について、浦安市景観条例第25条第2項の規定により、次のとおり権利義務を承継することを承認します。

協 定 書 番 号	
協 定 を 締 結 し た 者	

第19号様式(第27条)

浦安市景観計画区域内行為完了届出書

年 月 日

(宛先)浦安市長

届出者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、
事務所所在地、名称及び代表者名) 事

浦安市景観条例第26条の規定により、次のとおり届け出ます。

協 定 書 番 号	
行 為 の 場 所	
完 了 年 月 日	年 月 日
完 了 検 査 希 望 日 時	年 月 日 時 分
建 築 物 等 使 用 開 始 予 定 日	年 月 日
備 考	
届出に関する 連絡先	住所 氏名 電話番号

注 「届出に関する連絡先」の欄は、法人その他の団体にあつては、事務所の所在地、名称及び担当者の氏名を記入すること。

第20号様式(第28条)

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市景観計画区域内行為完了検査済証

検査の結果、協定の内容に適合していると認めるので、浦安市景観条例第27条第2項の規定により、検査済証を交付します。

協 定 書 番 号	
行 為 の 場 所	
検 査 年 月 日	年 月 日
設 計 者	
工 事 施 工 者	

第21号様式(第29条第1項)

浦安市景観活動団体認定申請書

年 月 日

(宛先)浦安市長

申請者 所在地
名 称
代表者名
電 話



浦安市景観条例第31条第1項の規定により景観活動団体の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

名 称	
事務所の所在地	
設立の年月日	
良好な景観の形成に向けた取組の内容	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 規約、会則、定款等 <input type="checkbox"/> 活動対象区域を示す書類又は図面 <input type="checkbox"/> 役員及び構成員の氏名及び住所を記載した書類 <input type="checkbox"/> 景観活動団体が行う各事業年度の良好な景観の形成に向けた取組に関する計画を明らかにした書類 <input type="checkbox"/> その他

注 欄内に記入しきれない場合は、別紙に記入してください。

第22号様式(第29条第2項)

第 号
年 月 日

様

浦安市長

印

浦安市景観活動団体認定決定・却下通知書

年 月 日付けで申請のあった景観活動団体の認定について、浦安市景観条例第31条第1項の規定により、次のとおり決定・却下したので、通知します。

1 決定

- (1) 名称
- (2) 認定番号

2 却下

(理由)

第23号様式(第30条第1項)

浦安市景観活動団体変更認定申請書

年 月 日

(宛先)浦安市長

申請者 所在地
名 称
代表者名
電 話



年 月 日付け 第 号をもって決定のあった景観活動団体の認定について、浦安市景観条例第32条第1項の規定により申請事項の変更の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

名 称			
認定番号及び 認定年月日			
変 更 の 内 容	変 更 す る 事 項	変 更 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容
変 更 理 由			

注 欄内に記入しきれない場合は、別紙に記入してください。

第24号様式(第30条第2項)

第 号
年 月 日

様

浦安市長

印

浦安市景観活動団体変更認定決定・却下通知書

年 月 日付けで申請のあった景観活動団体に係る申請事項の変更の認定について、浦安市景観条例第32条第1項の規定により、次のとおり決定・却下したので、通知します。

1 決定

- (1) 名称
- (2) 認定番号
- (3) 変更の内容

2 却下

(理由)

第25号様式(第30条第4項)

浦安市景観活動団体変更届出書

年 月 日

(宛先)浦安市長

届出者 所在地
名 称
代表者名
電 話



年 月 日付け 第 号をもって決定のあった景観活動団体の認定の申請事項について軽微な変更をしたので、浦安市景観条例第32条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

名 称			
認定番号及び認定年月日			
変更の内容	変更する事項	変更前の内容	変更後の内容
変更理由			

注 欄内に記入しきれない場合は、別紙に記入してください。

第26号様式(第31条)

浦安市景観活動団体活動廃止届出書

年 月 日

(宛先)浦安市長

届出者 所在地
名 称
代表者名
電 話



年 月 日付け 第 号をもって認定決定のあった景観活動団体の活動のすべてを廃止したので、浦安市景観条例第33条の規定により、次のとおり届け出ます。

名 称	
認定番号及び 認定年月日	
廃止の年月日	
廃止の理由	

注 欄内に記入しきれない場合は、別紙に記入してください。

第27号様式(第32条第1項)

浦安市景観まちづくり協議会認定申請書

年 月 日

(宛先)浦安市長

申請者 所在地
名 称
代表者名
電 話



浦安市景観条例第35条第1項の規定により景観まちづくり協議会の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

名 称	
事務所の所在地	
設立の年月日	
良好な景観の形成に向けた取組の内容	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 規約、会則、定款等 <input type="checkbox"/> 活動対象区域を示す書類又は図面 <input type="checkbox"/> 役員及び構成員の氏名及び住所を記載した書類 <input type="checkbox"/> 景観活動団体が行う各事業年度の良好な景観の形成に向けた取組に関する計画を明らかにした書類 <input type="checkbox"/> その他

注 欄内に記入しきれない場合は、別紙に記入してください。

第28号様式(第32条第2項)

第 号
年 月 日

様

浦安市長

印

浦安市景観まちづくり協議会認定決定・却下通知書

年 月 日付けで申請のあった景観まちづくり協議会の認定について、浦安市景観条例第35条第1項の規定により、次のとおり決定・却下したので、通知します。

1 決定

- (1) 名称
- (2) 認定番号

2 却下

(理由)

第29号様式(第33条第1項)

浦安市景観まちづくり協議会変更認定申請書

年 月 日

(宛先)浦安市長

申請者 所在地
名 称
代表者名
電 話



年 月 日付け 第 号をもって決定のあった景観まちづくり協議会の認定について、浦安市景観条例第35条第3項の規定により準用される同条例第32条第1項の規定により申請事項の変更の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

名 称			
認定番号及び認定年月日			
変更の内容	変更する事項	変更前の内容	変更後の内容
変更理由			

注 欄内に記入しきれない場合は、別紙に記入してください。

第30号様式(第33条第2項)

第 号
年 月 日

様

浦安市長

印

浦安市景観まちづくり協議会変更認定決定・却下通知書

年 月 日付けで申請のあった景観まちづくり協議会に係る申請事項の変更の認定について、浦安市景観条例第35条第3項の規定により準用される同条例第32条第1項の規定により、次のとおり決定・却下したので、通知します。

1 決定

- (1) 名称
- (2) 認定番号
- (3) 変更の内容

2 却下

(理由)

第31号様式(第33条第4項)

浦安市景観まちづくり協議会変更届出書

年 月 日

(宛先)浦安市長

届出者 所在地
名 称
代表者名
電 話



年 月 日付け 第 号をもって決定のあった景観まちづくり協議会の認定の申請事項について軽微な変更をしたので、浦安市景観条例第35条第3項の規定により準用される同条例第32条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

名 称			
認定番号及び認定年月日			
変更の内容	変更する事項	変更前の内容	変更後の内容
変更理由			

注 欄内に記入しきれない場合は、別紙に記入してください。

第32号様式(第34条)

浦安市景観まちづくり協議会活動廃止届出書

年 月 日

(宛先)浦安市長

届出者 所在地
名 称
代表者名
電 話



年 月 日付け 第 号をもって認定決定のあった景観まちづくり協議会の活動のすべてを廃止したので、浦安市景観条例第35条第3項の規定により準用される同条例第33条の規定により、次のとおり届け出ます。

名 称	
認定番号及び 認定年月日	
廃止の年月日	
廃止の理由	

注 欄内に記入しきれない場合は、別紙に記入してください。